

諮問庁：北九州市長

諮問日：令和 5 年 3 月 1 7 日（諮問第 1 6 4 号）

答申日：令和 5 年 1 2 月 1 8 日（答申第 1 6 4 号）

答 申 書

第 1 審査会の結論

本審査請求の対象となった行政文書の開示請求につき、全部不開示とした決定は妥当である。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

北九州市情報公開条例（平成 1 3 年北九州市条例第 4 2 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき行った、「2 0 2 2 年 1 1 月 1 4 日 1 3 時 3 0 分ごろに実施された 3 3° 5 3′ 0 0. 3″ N 1 3 0° 5 5′ 3 5. 8″ E 付近（福岡県北九州市門司区〇〇など、都市高速ガード下）での道路工事で、貴市に提出された道路占用許可（道路法 3 2 条など）に関する書類一式」を対象とする行政文書（以下「本件対象文書」という。）の開示請求に対して、令和 4 年 1 2 月 2 日付け北九門整第 1 0 7 2 号により北九州市長（以下「処分庁」という。）が不存在を理由に全部不開示とした決定処分（以下「原処分」という。）の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論書及び上申書で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 本審査請求の対象となった開示請求に係る道路工事（以下「本件工事」という。）に関し、福岡県警察は道路使用許可申請を受領しているにもかかわらず、道路管理者である北九州市が何の届け出も受けていないとは考えられず、受領した道路占有許可申請書を見落としている。
- (2) バス路線や便数の減少等が起こっている地域ではあるが、道路をふさぐ工事の際には、回覧板や掲示板によって事前に予告がなされていたところ、令和 4 年 1 1 月 1 4 日午後 1 時ごろ、高架下で、突然、車の交通を塞ぐ道路工事が行われた。掲示板に掲示がないため、工事現場の警備の人に何の工事か聞いたところ、電話工事とのことであった。そのため、広聴課に工事について問い合わせたところ、後日、別の方から連絡があり、そんな工事は知らないと言われた。

- (3) 市が知らないのに道路の工事をするのはありえず、本来、市民センターを通じて町内会に連絡があつてしかるべきである。道路を塞ぐ工事を行う場合は、市に届けるべきと決められていると聞いており、〇〇の工事を請け負うような業者が、町内に連絡をしないような、そのような大それたことをするわけもない。
- (4) 本件工事の現場では、道路に足場が組まれており、この場合は道路占用許可申請を市に対して行う必要があるのだから、申請があつたものと推察するのが自然である。本件工事に当たっては、通行止めの措置を行っているのであるから、まちづくり整備課以外の部署（市民センターを所管する部署や該当地区の市民センター）などに文書が保管されている可能性を否定できないにもかかわらず、これを探していない点において著しく不当である。
- (5) 他人の権利を著しく侵害する可能性があることを考えれば、事前折衝なく、地権者に道路上の車両通行止めの工事を行うことは考えられず、関係住民に関わる道路を車両通行止めにするなら、何らかの通知を書面もしくは口頭で事前に行うのが当然であると推測できる。
- (6) 念のため、当該企業には、市に対して工事をすると告知した書面や口頭での申告などをされたか、照会をされるべきだと考える。
- (7) 本件開示請求において、「道路占用許可（道路法第 3 2 条など）に関する書類一式」としているが、道路法上の書類の提出可否を判断した書類を含むものである。当然、道路封鎖について、道路法に基づく審査を事前に行っているはずであるから、その判定材料も収集しておかしくないはずである。

第 3 処分庁の説明の要旨

1 審査請求に至る経緯

本件は、令和 4 年 1 1 月 2 0 日付けで、審査請求人より条例第 5 条の規定に基づく本件対象文書の開示請求があり、それに対し、同年 1 2 月 2 日付けで原処分を行ったところ、これを不服として令和 5 年 1 月 1 2 日付けで本審査請求が提起されたものである。

2 原処分の理由

処分庁が弁明書及び意見聴取で主張している原処分の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 道路を工事等のために使用する際に必要な許可には 2 種類あり、一つが道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 7 7 条第 1 項に規定される所轄警察署長の許可（以下「道路使用許可」という。）であり、もう一つが道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 3 2 条第 1 項に規定される道路管理者の許可（以下「道路占

用許可」という。)である。この許可は、工事の内容等により、双方が必要な場合と、道路使用許可のみでよい場合とに分かれる。

- (2) 一般的に電話工事のような高所作業車などを用いて道路上に車両等を停車する場合に必要なのは道路使用許可のみであり、道路使用許可及び道路占用許可が必要なのは、道路上に足場等の工作物を継続的に置く工事等の場合である。
- (3) 本件工事については、道路使用許可のみで施工が可能なものであり、道路占用許可を受ける必要がないものである。
- (4) 念のため、道路占用許可申請を管理している専用システムにおけるデータ又は道路占用許可に係る文書についても確認したが、本件工事に係るものは確認できなかった。
- (5) したがって、本件審査請求の対象となった開示請求の対象文書が不存在であるとしたことに何ら違法又は不当な点は存しない。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和 5 年 3 月 1 7 日 諮問の受付
- ② 令和 5 年 4 月 2 7 日 審議
- ③ 令和 5 年 7 月 2 5 日 処分庁からの意見聴取、審議
- ④ 令和 5 年 8 月 3 1 日 審議
- ⑤ 令和 5 年 9 月 2 1 日 審査会による調査
- ⑥ 令和 5 年 1 0 月 5 日 審議
- ⑦ 令和 5 年 1 1 月 1 3 日 審議
- ⑧ 令和 5 年 1 2 月 1 1 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求の対象となった原処分について、処分庁及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のとおり、判断する。

1 本件開示請求について

本件開示請求に基づき、処分庁は本件対象文書を保有していないため全部不開示とする決定を行ったが、審査請求人がそれを不服とし、本件対象文書の開示を求めていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 道路を工事等で使用する場合に必要となる許可について

ア 道路交通法の規定による許可

道路交通法は、第 7 6 条において道路における禁止行為を定めており、交通の妨害となるような方法で物件をみだりに道路に置くことなどを禁じている。

そのため、道路において工事若しくは作業をしようとする者や道路に石碑等を設置しようとする者等は、第 7 7 条第 1 項の規定により所轄警察署長から道路使用許可を受ける必要がある。

イ 道路法の規定による許可

道路法は、第 3 章第 1 節において道路管理者について規定しており、第 1 6 条は市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行うとしているため、北九州市の市道においては、道路管理者は北九州市となる。

第 3 2 条第 1 項各号に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合には、同項の規定により道路管理者から道路占用許可を受ける必要がある。ここには、電柱、電線等の工作物、水管、下水道管等の物件及び鉄道等の施設のほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるものとして、道路法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 7 9 号）第 7 条各号に、工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設等が掲げられている。

ウ 工事の内容によって必要となる許可が異なること

道路を工事等で使用する場合には、基本的に道路交通法の規定による道路使用許可が必要となるが、その工事の内容が道路法第 3 2 条第 1 項に該当しないものであった場合には道路法の規定による道路占用許可は不要となる。例えば、道路において高所作業車を用いて工事を行う場合であれば、必要なのは道路使用許可のみとなるが、道路に工事用板囲や足場を設置して工事を行う場合であれば、道路使用許可と道路占用許可の双方が必要となる。

なお、道路交通法第 7 9 条は、所轄警察署長は、道路使用許可をしようとする場合、当該許可に係る行為が道路占用許可を必要とするものである場合は、あらかじめ道路管理者に協議しなければならないとしており、同様に道路法第 3 2 条第 5 項は、道路占用許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路使用許可を必要とするものである場合には、あらかじめ所轄警察署長に協議しなければならないとしている。

(2) 道路占用許可に関する書類について

審査請求人は、本件工事の現場では道路に足場が組まれていたと主張するが、当審査会において処分庁に確認したところ、本件工事の施工事業者が門司警察署に対し届け出た内容は、高所作業車による作業であり、足場を組む工事でないことが認められた。また、足場を組むことを予定した工事であれば、門司警察署から道路管理者である北九州市（処分担当課）に対して道路交通法第 7 9 条の規定による協議を行うべきところであるが、本件工事について、処分担当課に対しそのような協議がなされていないことから、処分庁において本件工事に係る道路占用許可に関する書類を取得又は保有する機会がなかったことが認められる。

上記のことから、処分庁が当該書類を保有している事実を確認することはできず、処分庁が当該書類を取得しておらず保有していないことについて、文書管理上、特段問題があるとはいえない。

(3) 地域住民への工事に関する周知勧奨について

ア 審査請求人は、道路の通行止めを実施するような工事の場合には、市民センターを通じて町内会に連絡があつてしかるべきと主張する。

しかしながら、当審査会において処分庁に確認したところ、工事のお知らせとは施工事業者が主体となつて行うものであるため、処分庁が発注して行う工事の場合には、工事の規模にもよるが地域住民への説明という形で周知を行っていること、また、民間事業者が施行する工事について北九州市が工事のお知らせのような文書を受け取ることはなく、北九州市が市民センターを通じて町内会で連絡を行うことはないとのことであった。

イ 本件工事は、処分庁が発注して行った工事ではなく、民間事業者が行った工事である。したがって、工事の内容や実施期間に関する地域住民への周知に関し、処分庁が関与することはなく、工事の実態について処分庁が把握することも通常はないと考えられる。また、本件において、処分庁が本件工事の実態を把握し、あるいは把握してしかるべきであることを窺わせる特段の事情は認められない。

そのため、処分庁において本件工事に係る地域住民への周知に関する文書を取得しておらず保有していないことについて、職務遂行上、特段問題があるとはいえない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件工事に関して、施工事業者が処分庁に対して工事を行うことを告知した書面や口頭での申告を行ったかどうかについて照会すべきと主張する。

この点、処分庁によれば、本件工事において実際に足場が組まれていたかどうかについて、処分庁は把握していないとのことであった。したがって、処分庁が、施工事業者に対し照会を行う責務を負っているとはいえない。

なお、当審査会は、審査請求人に対する照会を行うなどの調査を行ったが、本件工事において現実に足場が組まれていたことがある程度確からしいと窺わせる程度の事実ないし証拠は確認できなかった。当審査会としても、かかる状況下において、一私企業である施工事業者に対する照会を行うことが相当であるとはいえず、またその必要性もないと判断したことを申し添える。

4 原処分 of 妥当性について

以上のとおり、原処分は適法かつ妥当であり、本審査請求には理由がないと認められるので、前記第 1 のとおり、これを是認する。

北九州市情報公開審査会

会長	阿 野 寛 之
委員	神 陽 子
委員	熊 谷 美佐子
委員	仲 野 宏 子
委員	中 村 智 美